

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雇用促進税制の拡充 (国税 28) (法人税：義 所得税：外) (地方税 28) (法人住民税：義)
2	要望の内容	<p>・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>雇用者(雇用保険一般被保険者)増加数 5 人以上(中小企業は 2 人以上)、かつ、雇用増加割合 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり 20 万円の税額控除が受けられる。なお、当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)が限度。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>厳しい経済環境下における雇用確保及び 65 歳以上の高齢者の雇用維持のため、以下のとおり雇用促進税制を拡充する。</p> <p>ア 現行では当期の法人税額の 10%(中小企業は 20%)を限度として、雇用増加数 1 人あたり 20 万円の税額控除を行うこととなっているが、この税額控除の額を 40 万円に上げる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含める。</p>
3	担当部局	厚生労働省職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度：創設
6	適用又は延長期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 1 年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>厳しい雇用情勢の中、「雇用」を基軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる「成長企業」を支援し、雇用の拡大を図ることが重要である。このため、「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」(平成 22 年 9 月 10 日閣議決定)を踏まえ、平成 23 年度税制改正により、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除などを行う雇用促進税制が創設された。</p> <p>雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。「全員参加型社会」や「ディーセント・ワーク」の実現、重層的なセーフティネットの構築により、社会保障制度を支える基盤も強化する必要がある。</p> <p>このことから、(ア)税額控除の額を 40 万円に引き上げることにより、今後の日本の成長を担う健康・環境分野等の産業の企業や若年者を雇用する企業への支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会を確保する。あわせて、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐ。</p> <p>また、(イ)税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高齢継続被保険者を含めることにより、雇用拡大及び 65 歳以上の高齢者の雇用維持を図る企業を支援することで、65 歳以上の高齢労働者の雇用維持、継続雇用の機会を確保し、高齢者の生活の安定を図る。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)</p> <p>(抜粋)</p> <p>I. 基本的な考え方</p> <p>2. 経済対策の基本的視点</p> <p>(第2)「雇用」を機軸とした、経済成長の実現</p> <p>「雇用」を機軸とした経済成長を目指す。雇用が広がれば、所得が増え、消費を刺激し、経済が活性化する。こうした「好循環」を実現するため、予算・税制・企業社会システム全般にわたって、「雇用」の基盤づくりに全力を尽くす。</p> <p>具体的には、①経済を成長させて「雇用を創る」。例えば、介護・医療・保育、環境、観光など潜在的な需要が大きい分野において、雇用創出を推進する。②円高等による国内雇用の空洞化を防ぎ、「雇用を守る」。③求人ニーズの高い中小企業等とのマッチングを強化し、「雇用をつなぐ」。これらの取組により、国民全てが意欲と能力に応じて働ける社会の実現を目指す。</p> <p>II. 「3段階」の対応について</p> <p>ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施</p> <p>(2)雇用促進等のためにも企業減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成23年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標IV「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 ・施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 ・施策中目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者(雇用保険一般被保険者)の数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を拡大すること等により、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の雇用機会が増加することが見込まれる。なお、本税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p>

8	有効性等	① 適用数等	ア 39 万人 イ 33 万人 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)													
		② 減収額	ア 52,500 百万円 イ 36,400 百万円 (別紙「減収見込額等の推計」を参照)													
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 7 月 ※平成 24 年 7 月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>平成 23 年度制度創設時には、年間 17 万人が本税制の対象となることが見込まれていた。</p> <p>平成 24 年 7 月末時点において、雇用促進計画は約 3,000 件が達成され、約 3.4 万人が本税制の対象となったと考えられる。平成 24 年度には約 10 万人の雇用者数の増加が推測されるが、制度創設時の目標 17 万人には達しない。</p> <p>ハローワークを通じたアンケートの結果では、事業主の雇用に対するインセンティブを高めるには税額控除の額の引き上げが比較的高い割合となった。</p> <p>※雇用増加数の算定方法</p> <p>・平成 23 年度雇用促進計画の受付状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度計画受付累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者の目標増加数(人)</td> <td>209,538</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>30,049</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成 23 年度雇用促進計画の受付・達成状況報告状況(速報値) (平成 24 年 7 月末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画受付</th> <th>達成状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般被保険者の増加数(人)</td> <td>79,230</td> <td>34,180</td> </tr> <tr> <td>【参考】雇用促進計画数</td> <td>8,396</td> <td>2,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>達成割合 $34,180 \text{ 人} \div 79,230 \text{ 人} = 43.14\%$ 一般被保険者の増加見込数 $209,538 \text{ 人} \times 43.14\% = 90,395 \text{ 人} \approx \text{約 10 万人}$</p> <p>※ 達成目標である質の高い雇用の確保は、雇用促進税制の活用を通じて増加した雇用者数(雇用保険一般被保険者数)により判断することとしている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 7 月 ※平成 24 年 7 月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の拡充により、アでは年間約 8 万人、イでは年間約 1.6 万人の雇用が増加すると考えられる。(別紙「減収見込額等の推計」を参照)</p> <p>ア 一定の雇用者数の増加等が確認された場合に行う税額控除額を引き上げることにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会が増加することが見込まれる。</p> <p>イ 税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇</p>		23 年度計画受付累計	一般被保険者の目標増加数(人)	209,538	【参考】雇用促進計画数	30,049		計画受付	達成状況	一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180	【参考】雇用促進計画数
	23 年度計画受付累計															
一般被保険者の目標増加数(人)	209,538															
【参考】雇用促進計画数	30,049															
	計画受付	達成状況														
一般被保険者の増加数(人)	79,230	34,180														
【参考】雇用促進計画数	8,396	2,834														

			<p>用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることで、企業が高年齢者の雇用を維持・継続するインセンティブが高まるものと期待され、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会の確保が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>ア 雇用情勢は、持ち直しているものの、依然として厳しい。また、グローバル競争の激化や少子高齢化の進行などによる、社会・産業構造の変化の中で、持続可能な成長を成し遂げられるかが重要な課題となっている。</p> <p>このため、産業の活性化を図り、「全員参加型社会」の実現を図るために、積極的に雇用の拡大を図ろうとする成長企業に対する支援を強化する必要がある。特に、「日本再生戦略」等においても、今後、雇用の創出に大きな期待が見込まれるとされる健康・環境分野等の成長産業等の企業、及び、若年者の雇用情勢が厳しいことから、若年者雇用をした企業に対する支援を強化し、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者やフリーター・ニートなどの就職困難者等の雇用機会を確保する必要がある。</p> <p>また、国内立地環境の悪化、産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐという観点からも、法人税の税額控除を行う本制度を強化する必要がある。しかし、本税制により平成24年度は約10万人の雇用者数の増加が推測され、制度創設時の目標17万人には達しない見込となっている現状を踏まえ、本税制の拡充を措置する必要がある。</p> <p>イ 現在の雇用促進税制では、65歳以前から雇用されている一般被保険者が適用期間中に65歳となった場合(高年齢継続被保険者となった場合)は、雇用者数から除かれることとなっている。そのため、雇用促進税制の要件を満たす雇用者数を増加させたにも関わらず、雇用者の一部が高年齢継続被保険者となったことにより雇用者数が減少し、要件が満たされず税制の適用対象とならない場合がある。</p> <p>本税制の適用要件である「雇用者増加数」を算定する際、その前提となる「雇用者」の数に高年齢継続被保険者を含めることによって、雇用の拡大だけでなく、高齢者雇用を維持する企業も支援することにより、高年齢者の雇用維持、雇用継続機会を確保し、「全員参加型社会」の実現を目指す必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月～平成24年7月 ※平成24年7月末時点で報告されたもののみ)</p> <p>雇用促進税制の拡充により、アでは年間約8万人、イでは年間約1.6万人の雇用が増加すると考えられ(別紙「減収見込額等の推計」を参照)、雇用促進税制を活用して、雇用確保及び高年齢者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する支援を強化し、質の高い雇用を確保することができる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本制度は、新たに雇用をした場合に事業主の負担となる費用の一部を控除することによって、事業主の雇用に対するインセンティブを高められること、また、全ての企業を対象とし、雇用者の増加数に応じて控除する仕組みであることから、政策手段として公平かつ的確な措置である。</p> <p>そのため、本制度の拡充を通じて、円高の影響による離職者や学卒未就職者等、東日本大震災の影響による失業者の受け皿となり得る成長企業をさら</p>

			に支援し、これらの離職者等の雇用機会を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>現行の各種雇入れ助成金は、再就職が困難な高齢者や年長フリーターなど、雇い入れる労働者の属性等に応じて、その就職を支援するものであり、労働者の職業の安定を図ることを目的とし、その対象・効果も限定されている。</p> <p>一方、今回の雇用促進税制は、経済対策として、雇用増に着目して企業の税負担を軽減するものであり、「雇用」を基軸とする経済成長を推進することを目的とし、広く企業を対象としたものである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制特別措置により、成長企業に対する支援を強化して離職者等の雇用機会を確保し、また、円高による産業の空洞化による国内雇用の悪化を防ぐことは、地域の雇用を確保し、地域経済の活性化につながるものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 9 月

減収見込額等の推計

【雇用促進税制の拡充】

ア 控除額 20 万円→40 万円

1. 雇用増加見込数の推計

税額控除額が拡大することで、

①税額控除の頭打ちに達していない法人が雇用者を増加させる

②税額控除額が2倍になることで、雇用増加のインセンティブが働き、税制の適用要件を満たす可能性がある法人が新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

- ① 雇用促進計画提出法人で、税額控除額が、法人税額の10%（中小企業は20%）の頭打ちに達していない法人のうち雇用を増加する法人数

10,488 法人（昨年度の実績 ※1）× 55%（※2）× 21.1%（雇用促進計画を提出した法人のうち、控除額引上げに関心のある割合 ※3） = 1,217 法人

上記法人における雇用保険被保険者増加数

1,217 法人 × 1.3 人（平均増加人数 ※4） = 1,582 人

- ② 税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人のうち、税額控除額の引き上げにより新たに提出することが見込まれる法人数

税制の要件を満たす可能性があるが、計画を提出していなかった法人数

224,621 法人（※5）× 75%（給与増加要件達成割合 ※6） - 10,488 法人（※1）

= 157,978 法人

この事業所のうち、実際に提出すると見込まれる法人数

157,978 法人 × 7.1%（雇用促進計画提出済・提出予定及び検討中の法人が控除額引上げに関心のある割合 ※3） = 11,216 法人

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

11,216 法人 × 7 人（※7） = 78,512 人

- ①+②： 増加する法人数 1,217 + 11,216 = 12,433 法人

増加する雇用保険被保険者数 1,582 + 78,512 = 80,094 人

2. 減収見込額の計算

①については、税額控除の頭打ちになるまで雇用を増やすため、全ての雇用者が税額の対象となる。

②については、税額控除額が40万円に引き上がることにより、税額控除の頭打ちに達する割合が上がることになるが、ここでは、頭打ちを意識して提出してくると思われるため、税額控除額20万円の時と同程度の頭打ちに達していない割合（55%）と仮定する。

一方、目標値の173,057人のうち、40万円に引き上げられたことで、1/2が頭打ちとなると仮定すると、86,529人が控除対象。

よって、税額控除対象者数は、1,582人+43,182人（78,512人×55%）+86,529人 = 131,293人
控除額は、131,293人 × 40万円 = 525億1720万円

●雇用増加数	314,649人(173,057人)	⇒	394,743人(131,293人)
●減収見込額	346億円	⇒	525億円
●対象法人数			12,433法人増加

※「雇用増加数」の()内は税額控除対象者数。

-
- (※1) 昨年度計画提出実績 29,965 法人に、税制の適用になった割合 35% (4 月分) を乗じた。
 - (※2) 税額控除の頭打ちに達していない割合は 55%となっている (財務省試算)。
 - (※3) 雇用政策課のアンケートより。
 - (※4) 国税庁調査から中小企業の 1 社あたりの納税額を算出し、税額控除頭打ち人数を試算すると 4.3 人となる。したがって、2 人雇用した法人は 2.3 人 (4.3 人-2 人) の雇用増と仮定。同様に 3 人雇用した法人は 1.3 人、4 人雇用した法人は 0.3 人。これらの平均値は 1.3 人となる。
 - (※5) 法人数 2,579,464 (国税庁) のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。
 - (※6) 財務省試算による。
 - (※7) 昨年度計画提出実績では平均 7 人。

イ 高年齢継続被保険者の追加

1. 雇用増加見込数の推計

現行税制の対象となっていない65歳以上の高年齢者被保険者も対象とする。

高年齢者を雇用し、税制の要件を満たす法人が、新たに計画を提出して雇用者を増加させると仮定。

① 増加法人数

税制の要件を満たす可能性のある法人数

$$224,621 \text{ 法人} (\text{※1}) \times 75\% (\text{給与増加要件達成割合 } \text{※2}) = 168,465 \text{ 法人}$$

上記法人のうち、65歳以上の雇用者を雇用している法人数を算出

$$\text{(中小)} \quad 166,222 \text{ 法人} \times 15.1\% (\text{※3}) = 25,100 \text{ 法人}$$

$$\text{(大)} \quad 2,243 \text{ 法人} \times 36.2\% (\text{※3}) = 812 \text{ 法人}$$

$$\text{計} \quad 25,912 \text{ 法人}$$

このうち、税制の計画を提出することが見込まれる法人数

$$25,912 \text{ 法人} \times 8.9\% (\text{※4}) = \underline{2,306 \text{ 法人}}$$

② 増加被保険者数

上記法人における、雇用保険被保険者増加数

$$2,306 \text{ 法人} \times 7 \text{ 人} (\text{※5}) = \underline{16,142 \text{ 人}}$$

増加する雇用保険者数の55%(※2)が、法人税額の10%(中小企業は20%)の頭打ちに達する。

このため、8,878人 (16,142×55%) が控除対象。

2. 減収見込額の積算

$$\text{控除対象人数 (推計)} \quad 8,878 \text{ 人} \times \text{一人あたり減税額 } 20 \text{ 万円} = \underline{17 \text{ 億 } 7560 \text{ 万円}}$$

$$\text{よって、現行制度による減収見込額 } 346 \text{ 億} + \text{ 拡充による減収見込額 } 18 \text{ 億} = \underline{364 \text{ 億円}}$$

	【現行制度】		【拡充後 (見込み)】
●雇用増加数	314,649 人 (173,057 人)	⇒	330,791 人 (181,935 人)
●減収見込額	346 億円	⇒	364 億円
●対象法人数			2,306 法人増加

※「雇用増加数」の () 内は税額控除対象者数。

(※1) 法人数 2,579,464 (国税庁) のうち、黒字企業割合 (国税庁) と雇用増加法人割合 (雇用動向調査特別集計) を乗じて算出した。

(※2) 財務省試算による。

(※3) 高年齢者雇用実態調査(2008)による。

(※4) 雇用政策課のアンケートより。

(※5) 昨年度計画提出実績では平均7人。